

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート 目次
(第20回:平成26年9月末時点 調査対象品目)

1 添加物

【厚生労働省】

・ 酢酸カルシウム	1 - 1
・ 酸化カルシウム	1 - 2
・ イソプロパノール(第3版)	1 - 3
・ ひまわりレシチン	1 - 4
・ アドバンテーム	1 - 5
・ ポリビニルピロリドン	1 - 6
・ グルタミンルバリングリシン	1 - 7
・ β -apo-8'-カロテナール	1 - 8
・ ビオチン	1 - 9
・ <i>Aspergillus niger</i> ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーチン	1 - 10
・ アンモニウムイソバレレート	1 - 11
・ 亜塩素酸ナトリウム	1 - 12
・ イソプロパノール(第2版)	1 - 13

2 農薬

【厚生労働省】

・ ファモキサドン	2 - 1
・ フルキサピロキサド	2 - 2
・ オキシシン銅	2 - 3
・ フルメツラム	2 - 4
・ ペンチオピラド(第3版)	2 - 5
・ ベンフルフェン	2 - 8
・ メビンホス	2 - 10
・ コリン(対象外物質)	2 - 11
・ アセトクロール	2 - 12
・ アゾキシストロピン(第5版)	2 - 13
・ クロルフェナピル(第4版)	2 - 14
・ グルホシネート(第3版)	2 - 15
・ シアゾファミド(第8版)	2 - 16
・ ビフェントリン(第5版)	2 - 18
・ フェンバレレート	2 - 19
・ ヘプタクロル	2 - 20
・ メコナゾール(第3版)	2 - 21
・ エトフェンプロックス(第2版)	2 - 22
・ フェンピロキシメート(第2版)	2 - 23
・ プロチオコナゾール(第2版)	2 - 24
・ マンジプロパミド(第3版)	2 - 25
・ ミルベメクチン(第3版)	2 - 27
・ ルフェヌロン(第2版)	2 - 28
・ アザジラクチン(対象外物質)	2 - 31
・ エトキサゾール(第3版)	2 - 32
・ シアントラニリプロール	2 - 33

・ プリミジフェン	2 - 34
・ フェノブカルブ	2 - 35
・ フルバリネート	2 - 36
・ キノクラミン	2 - 37
・ エトキシスルフロン	2 - 38
・ フェノキサスルホン	2 - 39
・ フルオルイミド	2 - 40
・ オキシテトラサイクリン(第2版)	2 - 41
・ オキサリニック酸(第3版)	2 - 42
・ ジメトモルフ(第3版)	2 - 43
・ スピネトラム(第4版)	2 - 44
・ トリフルミゾール	2 - 45
・ フルアジナム	2 - 46
・ フルジオキサニル(第3版)	2 - 47
・ フルフェナセット(第2版)	2 - 48
・ フロニカミド(第6版)	2 - 49
・ エトキシキン	2 - 50
・ ジノテフラン(第5版)	2 - 55
・ メタアルデヒド(第4版)	2 - 56
・ 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	2 - 57
・ アザコナゾール	2 - 58
・ アニラジン	2 - 59
・ アラマイト	2 - 60
・ クロゾリネート	2 - 61
・ クロルブファム	2 - 62
・ クロルベンシド	2 - 63
・ クロロクスロン	2 - 64
・ ジオキサチオン	2 - 65
・ ジノテルブ	2 - 66
・ ジフェナミド	2 - 67
・ ジメチリモール	2 - 68
・ スルプロホス	2 - 69
・ ダイアレート	2 - 70
・ ナプタラム	2 - 71
・ ニトロタールイソプロピル	2 - 72
・ バーバン	2 - 73
・ ピラゾホス	2 - 74
・ プロモホス	2 - 75
・ プロモホスエチル	2 - 76
・ ホラムスルフロン	2 - 77
・ ホルモチオン	2 - 78
・ メカルバム	2 - 79
・ メタクリホス	2 - 80
・ モリニューロン	2 - 81
・ フェンクロールホス	2 - 82
・ アミノエトキシビニルグリシン	2 - 83
・ イマザピック(第2版)	2 - 84
・ エトベンザニド	2 - 85
・ エポキシコナゾール	2 - 86

・ クロチアニジン(第5版)	2 - 87
・ テフルベンズロン	2 - 88
・ トリシクラゾール	2 - 89
・ ハロスルフロンメチル(第2版)	2 - 90
・ ピフルブミド	2 - 91
・ フィプロニル	2 - 92
・ プロシミドン	2 - 93
・ プロバモカルブ(第2版)	2 - 94
・ プロピザミド	2 - 95
・ メタラキシル及びメフェノキサム(第3版)	2 - 96
・ シアゾファミド(第9版)	2 - 97
・ イマザピル	2 - 98
・ ホサロン	2 - 99
・ エチプロール(第4版)	2 - 100
・ カスガマイシン	2 - 101
・ プリミカーブ	2 - 102
・ ベンチアバリカルブイソプロピル(第5版)	2 - 103
・ メトコナゾール(第4版)	2 - 104
・ チフルザミド	2 - 105
・ ジフェノコナゾール	2 - 107
・ ビフェナゼート(第4版)	2 - 110
・ ピラクロストロビン(第3版)	2 - 113
・ フルフェナセット	2 - 117
・ フルベンジアミド(第4版)	2 - 118
・ ジカンバ	2 - 121
・ ジノテフラン(第4版)	2 - 123
・ テブコナゾール(第3版)	2 - 126
・ プロバルギット	2 - 129
・ オキシテトラサイクリン	2 - 130
・ イミシアホス(第2版)	2 - 131
・ クロラントラニリプロール(第3版)	2 - 133
・ ビフェントリン(第4版)	2 - 137
・ プリダリル(第6版)	2 - 140
・ イソピラザム	2 - 142
・ プリオフェノン	2 - 144
・ イソプロチオラン(第3版)	2 - 146
・ シアゾファミド(第7版)	2 - 148
・ プリフルキナゾン(第2版)	2 - 150
・ プロフェジン(第2版)	2 - 152
・ メキシフェノジド(第4版)	2 - 155
・ アメトトラジン	2 - 158
・ フェンピロキシメート	2 - 160
・ フェントエート(第2版)	2 - 161
・ アルドリン及びディルドリン	2 - 163
・ アルドリン及びディルドリン(清涼飲料水の規格基準の改正)	2 - 164
・ アゾシクロチン及びシヘキサチン	2 - 165
・ シヘキサチン	2 - 166
・ 1,3-ジクロロプロペン	2 - 167
・ 1,3-ジクロロプロペン(清涼飲料水の規格基準の改正)	2 - 169

・ γ -BHC(リンデン)	2 - 171
・ γ -BHC(リンデン)(清涼飲料水の規格基準の改正)	2 - 172
・ プロパクロール	2 - 173
・ モリネート	2 - 174
・ モリネート(清涼飲料水の規格基準の改正)	2 - 177
・ アニロホス	2 - 180
・ アラクロール(第2版)	2 - 181
・ シエノピラフェン(第5版)	2 - 183
・ ジクロフェンチオン	2 - 185
・ バミドチオン	2 - 186
・ ピリダフェンチオン	2 - 187
・ フロニカミド(第5版)	2 - 188
・ ミルネブ	2 - 191
・ メタゾール	2 - 192
・ ホスメット	2 - 193
・ エトフメセート	2 - 194
・ スピネトラム(第3版)	2 - 195
・ ボスカリド(第4版)	2 - 198
・ シプロジニル	2 - 203
・ クロチアニジン(第4版)	2 - 207
・ クロルピリホス(第3版)	2 - 208
・ アセタミプリド(第2版)	2 - 210
・ MCPA	2 - 211
・ アセフェート	2 - 212
・ キザロホップエチル	2 - 213
・ ベンダイオカルブ	2 - 214
・ メタミドホス	2 - 215
・ フルリドン	2 - 216
・ クロルピリホス	2 - 220

【農林水産省】

・ フェンバレレート	2 - 1
・ ヘプタクロル	2 - 2
・ アルドリン及びディルドリン(第2版)	2 - 3
・ エチレン(特定農薬)	2 - 4
・ 焼酎(特定農薬)	2 - 6
・ 電解次亜塩素酸水(特定農薬)	2 - 8
・ フェノブカルブ	2 - 10
・ アセフェート(第2版)	2 - 11
・ アルジカルブ(第2版)	2 - 12
・ フェンチオン(第2版)	2 - 13
・ イマザピック(第2版)	2 - 14
・ トリシクラゾール	2 - 15
・ フィプロニル	2 - 16
・ イマザピル	2 - 17
・ ジカンバ	2 - 18
・ フェントエート(第2版)	2 - 19
・ アラクロール(第2版)	2 - 20
・ ホスメット	2 - 21

・ ペンディメタリン	2 - 22
・ グルホシネート(第2版)	2 - 23
・ クロルピリホス(第2版)	2 - 24

【環境省】

・ エチレン(特定農薬)	2 - 1
・ 焼酎(特定農薬)	2 - 3
・ 電解次亜塩素酸水(特定農薬)	2 - 5

3 動物用医薬品

【厚生労働省】

・ 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン【残留基準の設定】	3 - 1
・ 馬鼻肺炎生ワクチン【残留基準の設定】	3 - 2
・ 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン	3 - 3
・ イノシール(対象外物質)	3 - 4
・ コバラミン(対象外物質)	3 - 5
・ チアミン(対象外物質)	3 - 6
・ ナイアシン(対象外物質)	3 - 7
・ パントテン酸(対象外物質)	3 - 8
・ ビオチン(対象外物質)	3 - 9
・ ピリドキシン(対象外物質)	3 - 10
・ リボフラビン(対象外物質)	3 - 11
・ 葉酸(対象外物質)	3 - 12
・ ビコザマイシン	3 - 13
・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン【残留基準設定】	3 - 14
・ ジョサマイシン	3 - 15
・ モキシデクチン	3 - 16
・ チアムリン	3 - 17
・ コリン(対象外物質)	3 - 18
・ フルニキシンメグルミン【残留基準設定】(第3版)	3 - 19
・ アプラマイシン	3 - 20
・ フラボフォスフォリポール	3 - 21
・ イドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン【残留基準の設定】	3 - 22
・ フェンバレレート	3 - 23
・ プロペタンホス	3 - 24
・ モランテル	3 - 25
・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン【残留基準の設定】	3 - 26
・ 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスSKM-33株及びKCI-97137株)【残留基準の設定】	3 - 27
・ アピラマイシン	3 - 28
・ エトキサゾール(第3版)	3 - 30
・ ナラシン	3 - 31
・ ピルビン酸メチル	3 - 33

・ フェノブカルブ	3 - 34
・ フルバリネート	3 - 35
・ プロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤【残留基準の設定】	3 - 36
・ オルビフロキサシン	3 - 37
・ オキシテトラサイクリン(第2版)	3 - 38
・ ベダプロフェン	3 - 39
・ テフルベンズロン	3 - 40
・ ノルフロキサシン	3 - 41
・ フィプロニル	3 - 42
・ ビチオノール	3 - 43
・ フェンクロールホス	3 - 44
・ ミロキサシン	3 - 45
・ 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール	3 - 46
・ クロラムフェニコール	3 - 47
・ モキシデクチン(第2版)	3 - 48
・ アスパラギン(対象外物質)	3 - 49
・ アラニン(対象外物質)	3 - 50
・ アルギニン(対象外物質)	3 - 51
・ グリシン(対象外物質)	3 - 52
・ グルタミン(対象外物質)	3 - 53
・ セリン(対象外物質)	3 - 54
・ チロシン(対象外物質)	3 - 55
・ バリン(対象外物質)	3 - 56
・ ヒスチジン(対象外物質)	3 - 57
・ メチオニン(対象外物質)	3 - 58
・ ロイシン(対象外物質)	3 - 59
・ アザペロン	3 - 60
・ ジノテフラン(第4版)	3 - 62
・ オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	3 - 65
・ ドキシサイクリン	3 - 66
・ イソプロチオラン(第3版)	3 - 67
・ ナラシン	3 - 69
・ リンコマイシン	3 - 71
・ ジルパテロール	3 - 72
・ エリスロマイシン	3 - 74
・ セファゾリン	3 - 75
・ モネンシン	3 - 77
・ ダノフロキサシン	3 - 79
・ トリクラベンダゾール	3 - 80
・ アクロミド	3 - 81
・ タイロシン	3 - 83
・ アピラマイシン	3 - 85
・ クロルスロン	3 - 87
・ オラキンドックス	3 - 88
・ ピペラジン	3 - 90
・ フルベンダゾール	3 - 91
・ レバミゾール	3 - 92
・ クレンブテロール	3 - 95

・ プロチゾラム	3 - 96
・ フロルフェニコール	3 - 97
・ カナマイシン	3 - 98

【農林水産省】

・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウイン-6)【再審査】(第2版)	3 - 1
・ 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)【承認】	3 - 2
・ 馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクトERP)【承認】	3 - 3
・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクトS95-IB)	3 - 4
・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウイン6)【承認】	3 - 5
・ モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除剤(サイデクチン ポアオン)	3 - 6
・ フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)【承認】	3 - 7
・ メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)【再審査】(第2版)	3 - 8
・ イドウイルス病・ぶりピブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”マリナー-4)【承認】	3 - 9
・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウイン-5Hs)【承認】	3 - 10
・ 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研”ピッグウインPRRS2)【承認】	3 - 11
・ エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)【承認】	3 - 12
・ ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)	3 - 13
・ オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤	3 - 14
・ トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)(第2版)【再審査】	3 - 15
・ 薬事法第83条の5第1項の規定に基づく農林水産省令の改正について	3 - 16
・ ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%液)	3 - 18

・ 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックスー5)【再審査】	3 - 20
・ プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤(プリッド テイゾー)【再審査】(第2版)	3 - 22
・ アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシ 10%)	3 - 23
・ ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))	3 - 24
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)(第2版)	3 - 25
・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)	3 - 26
・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)	3 - 27
・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	3 - 28
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注)	3 - 29
・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	3 - 31
・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液…	3 - 33

4 化学物質・汚染物質

【厚生労働省】

・ ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正) ……………	4 - 1
・ フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正) ……	4 - 2
・ 清涼飲料水に係る規格基準の改正について ……………	4 - 3
・ 清涼飲料水に係る規格基準の改正について(硫化物) ……………	4 - 4
・ 亜硝酸態窒素(水道により供給される水の水質基準の設定) ……………	4 - 5
・ ヒ素(清涼飲料水の規格基準の改正) ……………	4 - 6
・ 食品中のヒ素 ……………	4 - 7
・ セレン(清涼飲料水の規格基準の改正) ……………	4 - 8
・ バリウム(清涼飲料水の規格基準の改正) ……………	4 - 9
・ 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素(清涼飲料水の規格基準の改正) ……………	4 - 10
・ ふっ素(清涼飲料水の規格基準の改正) ……………	4 - 11
・ クロロ酢酸(清涼飲料水) ……………	4 - 12
・ トリクロロ酢酸(清涼飲料水) ……………	4 - 13
・ 水銀(清涼飲料水) ……………	4 - 14
・ ニッケル(清涼飲料水) ……………	4 - 15
・ ほう素(清涼飲料水) ……………	4 - 16
・ アンチモン(清涼飲料水) ……………	4 - 17
・ マンガン(清涼飲料水) ……………	4 - 18
・ ウラン(清涼飲料水) ……………	4 - 19

・ シアン(清涼飲料水)	4 - 20
・ クロロホルム(清涼飲料水)	4 - 21
・ プロモジクロロメタン(清涼飲料水)	4 - 22
・ ジプロモクロロメタン(清涼飲料水)	4 - 23
・ プロモホルム(清涼飲料水)	4 - 24
・ 総トリハロメタン(清涼飲料水)	4 - 25
・ ベンゼン(清涼飲料水)	4 - 27
・ 1, 2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	4 - 29
・ 臭素酸(清涼飲料水)	4 - 31
・ トリクロロエチレン(清涼飲料水)	4 - 33
・ ジクロロメタン(清涼飲料水)	4 - 35
・ テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	4 - 36
・ トルエン(清涼飲料水)	4 - 37
・ 銅(清涼飲料水)	4 - 38
・ ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	4 - 40
・ メチル-t-ブチルエーテル(清涼飲料水)	4 - 41
・ 1, 1, 1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	4 - 42
・ 1, 1, 2-トリクロロエタン(清涼飲料水)	4 - 43
・ 亜塩素酸(清涼飲料水)	4 - 44
・ 二酸化塩素(清涼飲料水)	4 - 45
・ カドミウム(清涼飲料水)	4 - 46
・ 四塩化炭素(清涼飲料水)	4 - 48
・ 1, 4-ジオキサン(清涼飲料水)	4 - 49
・ 1, 1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	4 - 50
・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	4 - 51
・ 塩素酸(清涼飲料水)	4 - 53
・ ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	4 - 54
・ 抱水クロラール(清涼飲料水)	4 - 55
・ 塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	4 - 56

【農林水産省】

・ 食品中のヒ素(農)	4 - 1
-------------	-------

5 器具・容器包装

【厚生労働省】

・ フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	5 - 1
---------------------------	-------

6 微生物・ウイルス

【厚生労働省】

・ 食品中のリステリア・モノサイトゲネス	6 - 1
・ と畜場及び食鳥処理施設にHACCPに基づく衛生管理措置を導入すること	6 - 2
・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について(生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び殺菌山羊乳に係る成分規格)	6 - 3
・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について(発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料に係る成分規格)	6 - 4

・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価	6 - 5
【農林水産省】	
・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価	6 - 1
7 プリオン	
【厚生労働省】	
・ 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)	7 - 1
・ アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について	7 - 3
【農林水産省】	
・ 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について【肥料1】	7 - 1
・ 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用について【肥料2】	7 - 3
・ 牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて【肥料3】	7 - 4
8 かび毒・自然毒	
【厚生労働省】	
・ 乳中のアフラトキシンM1	8 - 1
・ オクラトキシンA	8 - 2
・ デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について	8 - 3
・ ニバレノールに係る食品健康影響評価について	8 - 5
【農林水産省】	
・ 飼料中のアフラトキシンB1	8 - 1
・ オクラトキシンA	8 - 2
・ デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について	8 - 4
・ ニバレノールに係る食品健康影響評価について	8 - 7
9 遺伝子組換え食品等	
【厚生労働省】	
・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統(食品)	9 - 1
・ ARG-No.3株を利用して生産されたL-アルギニン	9 - 2
・ RN-No.1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム	9 - 3
・ RN-No.1株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム	9 - 4
・ 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統(食品)	9 - 5

・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ281系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ3006系統、チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種は除く。)	9 - 6
・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種	9 - 7
・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に食品健康影響評価が終了した1品種は除く。)	9 - 8
・ 除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統(食品)	9 - 9
・ 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種	9 - 10
・ LEU-No.3株を利用して生産されたL-ロイシン	9 - 11
・ TRP-No.1株を利用して生産されたL-トリプトファン	9 - 12
・ 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統(食品)	9 - 13
・ <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ	9 - 14
・ 除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種	9 - 15
・ 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の改正について	9 - 16
・ 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続きを改正し、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準を改正することについて	9 - 17
・ 除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種	9 - 19
・ <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451(pHYT2G)株を利用して生産されたシクロデキストリングルカトランスフェラーゼ	9 - 20
・ チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統及び除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種	9 - 21
【農林水産省】	
・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統(飼料)	9 - 1

・ 除草剤グルホシネート耐性及びチヨウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統(飼料)	9 - 2
・ 除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統(飼料).....	9 - 3
・ LYS-No.2F株を利用して生産された塩酸L-リジン	9 - 4
・ 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統(飼料).....	9 - 5
・ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正	9 - 6

10 新開発食品

該当なし

11 肥料・飼料等

【厚生労働省】

・ イノシトール(対象外物質)	11 - 1
・ コバラミン(対象外物質)	11 - 2
・ チアミン(対象外物質)	11 - 3
・ ナイアシン(対象外物質)	11 - 4
・ パントテン酸(対象外物質)	11 - 5
・ ビオチン(対象外物質)	11 - 6
・ ピリドキシン(対象外物質)	11 - 7
・ リボフラビン(対象外物質)	11 - 8
・ 葉酸(対象外物質)	11 - 9
・ ビコザマイシン	11 - 10
・ コリン(対象外物質)	11 - 11
・ フラボフォスフォリポール	11 - 12
・ モランテル	11 - 13
・ アピラマイシン	11 - 14
・ ナラシン	11 - 16
・ オキシテトラサイクリン(第2版)	11 - 18
・ エトキシキン	11 - 19
・ アスパラギン(対象外物質)	11 - 23
・ アラニン(対象外物質)	11 - 24
・ アルギニン(対象外物質)	11 - 25
・ グリシン(対象外物質)	11 - 26
・ グルタミン(対象外物質)	11 - 27
・ チロシン(対象外物質)	11 - 28
・ バリン(対象外物質)	11 - 29
・ メチオニン(対象外物質)	11 - 30
・ オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン	11 - 31
・ ナラシン	11 - 32
・ モネンシン	11 - 34
・ タイロシン	11 - 36
・ アピラマイシン	11 - 38
・ オラキンドックス	11 - 40

【農林水産省】

・ 普通肥料の公定規格の改正について	11 - 1
--------------------------	--------

12 その他

【厚生労働省】

- ・ 生食用鮮魚介類等の製造・加工時に亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めること 12 - 1
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸 12 - 3

【農林水産省】

- ・ センデュラマイシンナトリウム(薬剤耐性菌) 12 - 1
- ・ ラサロシドナトリウム(薬剤耐性菌) 12 - 2
- ・ サリノマイシンナトリウム(薬剤耐性菌) 12 - 3
- ・ ナラシン(薬剤耐性菌) 12 - 4
- ・ アンプロリウム(薬剤耐性菌) 12 - 5
- ・ エトパベート(薬剤耐性菌) 12 - 6
- ・ クエン酸モランテル(薬剤耐性菌) 12 - 7
- ・ ナイカルバジン(薬剤耐性菌) 12 - 8
- ・ フラボフォスフォリポール(薬剤耐性菌) 12 - 9
- ・ アピラマイシン(薬剤耐性菌) 12 - 10
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸 12 - 11

【消費者庁】

- ・ こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について..... 12 - 1
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸 12 - 5